

看護闘争ニュース

NO. 94

2007年1月22日

全医労・京都宇多野支部

8日以内夜勤協定獲得

毎月退勤調査、快適な職場環境づくりで過半数組合に

昨年の暮れも押し迫って12月25日、「看護師の勤務割り振りにあたっては健康に配慮すること」を交渉議題に、団体交渉をおこないました。経営者は当院の厳しい経営状況を言いながらも、「夜勤回数は、看護師の欠員から3交替が9回、2交替が5回になっている下で、年休取得率が下がっている。看護師募集にあたって7つの実践をおこなっていく」と回答。組合員が厳しい現場の実態を次々に訴え改善をせまりました。その結果「看護師の勤務割り振りにあたっては夜勤回数が月8日以内(2交替は4回以内)となるよう努力するとともに職員の健康に配慮した割り振りとなるよう努力する」との確認書を交わしました。

宇多野支部では、1年間、毎月、第4週の月曜日から金曜日まで退勤調査を行なっています。この中で「アンケート」や職員の声を集約し、要求にして病院にねばり強く改善をせまっています。対話やニュースを通じ、組合の姿が職員に見え、組合への信頼を高めてきました。

3.6協定の労働者代表選挙では、04年から支部長の石田さんが圧倒的信頼を得て代表に選ばれ、労働安全衛生委員会でも「快適な職場環境の推進」をめざして、時間外労働・年休取得・夜勤回数などの開示と改善を求めてきましたが、当局は「なじまない内容」と、論議の対象からはずしています。しかし、メンタルヘルス相談窓口の設置や研修会などを実現し、現在は腰痛対策として作業環境・作業方法・衛生教育など、「快適な職場環境づくり」を進めているところです。

退勤調査の時間外労働や「日勤準夜は90%以上の看護職がいやだといっている」などのデーターを提出しながら「準夜・日勤の改善、夜勤協定、年休取得の向上」を重点に改善をせまり、今回の夜勤協定の確認書を交わすことができました。

今では、要求実現が組織拡大と結びつき、組合員が組合員を増やすようになり、過半数を維持する状況になっています。



全労災大阪支部

病棟・外来一体化計画撤回させる！

昨年12月、組合に「病棟と外来を一体化する」という情報が入りました。この動きの背景には、11月末、労働者健康福祉機構との協議で、来年度「7対1」の看護基準をとるために、病棟看護師を大幅に増員することが必要になったという事情があります。



新規募集では必要数が確保できない可能性があり、病棟と外来を一元化し、外来看護師を病棟に引き上げ、人員確保を狙ったものです。12月の団交で、組合は「外来看護を無視するもの」「日替わり看護師では患者は安心できない」と、一体化の問題点を指摘し、反対の態度を明らかにしました。病院は、問題点について弁明もできないのに、当初「計画がある」と言っていたのを「決定事項である」と強弁しました。

組合は、1月9日「一体化計画の撤回」を求めて要求書を提出。病院は組合を無視し計画を進め、12日看護部長は「診療科が単科の病棟と外来の一体化」の方針を説明しました。

組合は、一体化は、外来看護の低下をまねく、外来看護師にとって職場がなくなることは、労働条件の変更になる、労使交渉の前に計画を進めることは重大問題と、問題点を整理し、1月18日の団交に臨みました。団交には、全労災本部、大阪医労連も支援に駆けつけ、強い抗議と追求を行いました。病院は、「計画を撤回しない」に終始していましたが、計画が決定事項のように準備が進められる一方、各病棟への看護師配置予定数すら回答できず、「具体的運用はこれから」などと、計画のずさんさを自ら暴露しました。追求の結果、ついに病院は「提案した計画はすべて白紙撤回する」と回答しました。産別と本部・支部が一体となった運動で、今回「病棟・外来の一体化計画」を撤回させることができました。今後も、「働き続けられる職場」をつくるために奮闘していきます。

全労災大阪支部 平原 道雄書記長

看護師養成所9校が新設

厚生労働省

厚生労働省は、今年4月に開校または定員変更などを行なう看護師養成所を発表した。看護師養成所は3年・2年・2年通信の各課程をあわせて9校を新設、定員増の養成所は3校。

3年課程では、報徳看護専門学校(栃木) 新潟保健医療専門学校(新潟) 千葉市青葉看護専門学校(千葉) 聖十字看護専門学校(三重) 国保野上厚生総合病院付属専門学校(和歌山) 四国医療専門学校(香川) 専修学校愛媛医療専門学校(愛媛)の7校を承認した。千葉市青葉看護専門学校は、2年課程も新設するほか、2年課程通信制では、木更津看護学院(千葉)の開校が認められた。

1学年の定員を増やすのは、国立病院機構横浜医療センター付属横浜看護学校(神奈川) 国立病院機構岡山医療センター付属岡山看護学校(岡山) 徳山看護専門学校(山口)の3校で30~40人増員。

保健士看護師養成所の新設は、専門学校穴吹医療カレッジ(香川)など計2校、2年から3年課程へ変更するのは岡崎市立看護専門学校(愛知)など2校となっている。

フィリピン人受け入れで厚労省が指針案

厚生労働省

日本とフィリピンの2国間による経済連携協定(EPA)が、先月の参院本会議で承認されたことを受け、厚労省は、フィリピン人看護師の受け入れに関する指針案・通知案をまとめ公開した。

日本での国家資格を取得する前の「看護師候補者」を受け入れる施設要件は、看護職員配置3対1以上、看護職員の半数以上が看護師、看護の組織部門が明確に定められている、看護基準が常時活用され、看護手順が随時見直されている、実習指導者が配置などとなっている。看護師候補者の報酬は、同様の職務に従事する日本人看護助手と同等額以上との指針案を示した。

国際厚生事業団が一元的に斡旋業務を行なう。医療機関からの受け入れ希望と、フィリピン人の求職希望を受け入れたうえでマッチングを行い、両方で雇用契約を締結したうえでの入国となる。

最初の6ヶ月間は日本語研修を行い、その後、看護師候補者として病院で研修・就労する。3年間で国家試験の合格をめざし、合格すればその後も看護師として就労できるが、不合格なら帰国しなければならない。資格取得後の施設要件では、居宅サービスの業務に従事させない、報酬は日本人看護師と同等額以上としている。